

岩手沿岸南部広域環境組合公文例式規程

平成18年 4月21日 訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手沿岸南部広域環境組合における公文例式に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文例式)

第2条 岩手沿岸南部広域環境組合の公文例式については、釜石市公文例式規程（平成9年釜石市訓令第6号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月21日から施行する。